

2018年2月27日

各位

インフラファンド発行者名
タカラレーベン・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 菊池 正英
(コード番号 9281)

管理会社名
タカラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 衛
問合せ先 代表取締役副社長 菊池 正英
兼 投資運用部長
(TEL: 03-6262-6402)

管理会社における社内規程（運用ガイドライン）の一部変更に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるタカラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針を定める運用ガイドラインの一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本管理会社は、本日付「管理会社における組織改編に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2018年3月1日付で組織を変更いたします。本投資法人より委託を受けた資産の運用に係る業務を行う投資運用部と財務管理部の業務について、より専門性を高めると共に業務効率の向上等を目指し、両部署を統括する「インフラファンド本部」を新設し、また、本管理会社が今後行う予定の不動産私募ファンド等に係る業務を行う「私募ファンド本部」を新設しました。そして、投資運用委員会を各本部に設け、本投資法人より委託を受けた資産の運用に係る業務については、インフラファンド本部投資運用委員会にて審議されることとなります。

これに伴い、取締役会の決議事項とされていた本投資法人の運用ガイドライン、資産管理計画書及び投資運用計画書の策定及び変更に関する事項、資産の取得及び譲渡に関する事項並びに利害関係人等との取引に関する最終的な意思決定が、インフラファンド本部投資運用委員会の決議事項とされる等、意思決定の手続の変更を行うものです。これは、本投資法人と不動産私募ファンド等との間の利益相反を回避するため、各決定プロセスにおける最終的な意思決定を本管理会社の取締役会ではなく、各本部の投資運用委員会が行う形にしたものです。なお、顧客の管理体制について、改めて定義することといたしました。

2. 変更日

2018年3月1日

3. 運用ガイドラインの主な変更内容

変更前	変更後
第1章 総則 (本ガイドラインの策定及び変更)	第1章 総則 (本ガイドラインの策定及び変更)
第3条 運用ガイドラインの策定について	第3条 運用ガイドラインの策定について

<p>は、投資運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーに提出する。また、運用ガイドラインの変更については、毎年次ごとに投資運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーに提出する。</p> <p>2. コンプライアンス・オフィサーは、運用ガイドライン案について、法令・諸規程の違反その他コンプライアンス上の問題点の有無の確認を行う。コンプライアンス・オフィサーは、必要と認めるときは、投資運用部に運用ガイドライン案の修正及び再提出の指示を行う。運用ガイドライン案は、コンプライアンス・オフィサーの承認が得られた後、投資運用委員会に上程される。</p> <p>3. 投資運用委員会は、上程された（又は差し戻された）運用ガイドライン案の審議を行い、必要と認めるときは、投資運用部に修正及び再上程又は廃案の指示を行う。コンプライアンス・オフィサーは、投資運用委員会の審議の過程に問題があると判断した場合には、投資運用委員会の審議の中断を命じることができる。運用ガイドライン案は、投資運用委員会の決議が得られた後、コンプライアンス委員会に上程される。</p> <p>4. コンプライアンス委員会は、運用ガイドライン案の審議を行い、必要と認めるときは、投資運用委員会に差し戻しを行う。運用ガイドライン案は、コンプライアンス委員会の決議が得られた後、取締役会に上程される。</p> <p>5. 取締役会は、必要と認めるときは、投資運用委員会に運用ガイドライン案の差し戻しを行う。取締役会の決議が得られることで、運用ガイドライン案は運用ガイドラインとして策定又は変更される。</p> <p>6. 運用ガイドラインが策定又は変更された場合、遅滞なく本投資法人の役員会に報告する。</p>	<p>は、投資運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーに提出する。また、運用ガイドラインの変更については、毎年次ごとに投資運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーに提出する。</p> <p>2. コンプライアンス・オフィサーは、運用ガイドライン案について、法令・諸規程の違反その他コンプライアンス上の問題点の有無の確認を行う。コンプライアンス・オフィサーは、必要と認めるときは、投資運用部に運用ガイドライン案の修正及び再提出の指示を行う。運用ガイドライン案は、コンプライアンス・オフィサーの承認が得られた後、<u>コンプライアンス委員会</u>に上程される。</p> <p>3. <u>コンプライアンス委員会</u>は、上程された運用ガイドライン案の審議を行い、必要と認めるときは、投資運用部に<u>差し戻し</u>を行う。運用ガイドライン案は、<u>コンプライアンス委員会</u>の決議が得られた後、<u>インフラファンド本部投資運用委員会</u>（以下「<u>投資運用委員会</u>」という。）に上程される。</p> <p>4. <u>投資運用委員会</u>は、<u>上程された運用ガイドライン案</u>の審議を行い、必要と認めるときは、<u>投資運用部に修正及び再上程又は廃案の指示</u>を行う。<u>コンプライアンス・オフィサーは、投資運用委員会の審議の過程に問題があると判断した場合には、投資運用委員会の審議の中断を命じることができる。コンプライアンス委員会及び投資運用委員会の決議が得られることで、運用ガイドライン案は運用ガイドラインとして策定又は変更される。</u></p> <p>5. 運用ガイドラインが策定又は変更された場合、遅滞なく<u>取締役会及び本投資法人の役員会</u>に報告する。</p>
<p>第3章 投資方針等 第12節 その他 (新設)</p>	<p>第3章 投資方針等 第12節 その他 <u>(顧客の管理体制)</u> 第42条 当社の直接の顧客は、本投資法人</p>

	<p><u>のみであるが、本投資法人の投資主及び本投資法人の所有資産を賃借する者その他の取引関係者を含めて広く「顧客」と認識し、金融商品取引業者として個人情報の適正な取扱いを確保するために個人情報保護規程、情報管理規程等に基づき個人情報及び顧客情報を厳重に管理する。なお、当社は、顧客の勧誘及び契約の締結に当たっては、金融商品取引法その他適用のある法令諸規則を遵守する。</u></p>
<p>付則</p> <p>1. 本ガイドラインの改廃は、<u>取締役会</u>の決議による。</p>	<p>付則</p> <p>1. 本ガイドラインの改廃は、<u>インフラファンド本部投資運用委員会</u>の決議による。</p>

4. その他

本件につきましては、金融商品取引法の規定に従い、関東財務局に本日付で臨時報告書を提出いたします。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス : <http://www.tif9281.co.jp/>